

令和2年11月30日
知事公室市町村振興課
財政第二係
担当：松井・西川
電話：0742-27-8474（直通）
（内線 2268）

報道資料

宇陀市保養センター美榛苑の経営健全化計画にかかる 完了報告の概要について

宇陀市より令和元年度決算との関係を明らかにした経営健全化計画の完了報告がありましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第27条の規定に基づき、その概要を公表します。

（参考）本公表について

法第27条第6項において準用する同条第1項から第3項の規定により、経営健全化計画を定めた地方公共団体の長は、経営健全化計画の実施状況及び公営企業の経営の早期健全化が完了した後の当該公営企業の経営の方針について、都道府県及び指定都市の長にあっては総務大臣に、市町村及び特別区の長にあっては都道府県知事に報告し、総務大臣及び都道府県知事はその概要を公表することとされています。

奈良県内においては、当該計画を定めている団体は1団体1会計（宇陀市保養センター事業特別会計）あり、毎年度、前年度における計画の実施状況について公表していたところです。

今般、令和元年度決算において、同会計の資金不足が解消し、経営健全化計画が完了しましたので、別添のとおりその概要を公表します。

奈良県宇陀市保養センター特別会計

経営健全化計画完了報告（要旨）

1 経営健全化計画の令和元年度実施状況

(1) 計画と具体的な措置の状況

- ① 平成 22 年 10 月 1 日から指定管理者制度を導入し、経営の健全化に向けた取組を実施してきた。
- ② 令和元年度においては、指定管理者による営業収益は 162,343 千円であり、計画額（385,000 千円）に及ばなかったが、一般会計からの繰入（159,707 千円）により資金不足が解消した。
- ③ なお、一般会計からの繰入については、平成 25 年度の計画変更後、計画と同額以上の繰入を実施しており、これにより計画より 1 年前倒しで資金不足を解消することができた。

(2) 資金不足解消の状況

（単位：千円）

区分 \ 年度	計画初年度の前年度	計画初年度 (平成 21 年度)	第 2 年度 (平成 22 年度)	第 3 年度 (平成 23 年度)
当初計画 A		98,216	64,200	▲144,581
解消実績額 B		43,911	▲6,909	91,870
現在計画 C		—	—	—
B-A 又は C-A		▲54,305	▲71,109	236,451
資金不足額	1,276,441	1,232,530	1,239,439	1,147,569

区分 \ 年度	第 4 年度 (平成 24 年度)	第 5 年度 (平成 25 年度)	第 6 年度 (平成 26 年度)	第 7 年度 (平成 27 年度)
当初計画 A	70,480	82,681	133,145	134,470
解消実績額 B	80,272	▲65,722	332,809	205,847
現在計画 C	—	—	—	—
B-A 又は C-A	9,792	▲148,403	199,664	71,377
資金不足額	1,067,297	1,133,019	800,210	594,363

区分 \ 年度	第 8 年度 (平成 28 年度)	第 9 年度 (平成 29 年度)	第 10 年度 (平成 30 年度)	第 11 年度 (令和元年度)
当初計画 A	161,668	150,758	151,043	146,991
解消実績額 B	251,192	138,005	127,768	77,398
現在計画 C	—	—	—	—
B-A 又は C-A	89,524	▲12,753	▲23,275	▲69,593
資金不足額	343,171	205,166	77,398	—

年度 区分	計画最終年度 (令和2年度)
当初計画 A	147,247
解消実績額 B	—
現在計画 C	174,709
B-A 又は C-A	—
資金不足額	—

備考 「現在計画 C」とは、現時点での解消見込額のことをいう。

(3) 資金不足比率の状況

(単位：%)

年度 資金 不足比率	計画初年度の 前年度	計画初年度 (平成21年度)		第2年度 (平成22年度)		第3年度 (平成23年度)	
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
資金不足比率	275.1	267.8	291.2	237.0	333.7	251.7	316.1

年度 資金 不足比率	第4年度 (平成24年度)		第5年度 (平成25年度)		第6年度 (平成26年度)		第7年度 (平成27年度)	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
資金不足比率	224.2	287.2	306.1	297.2	213.6	215.2	163.9	160.6

年度 資金 不足比率	第8年度 (平成28年度)		第9年度 (平成29年度)		第10年度 (平成30年度)		第11年度 (令和元年度)	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
資金不足比率	94.9	94.2	137.0	55.9	91.2	24.7	45.3	—

年度 資金 不足比率	計画最終年度 (令和2年度)	
	計画値	実績値
資金不足比率	—	—

2 今後の公営企業の経営の方針

(1) 健全な経営の確保に関する事項

① 収入の増加に関する事項

利用料金制を採用することで指定管理者のインセンティブを高め、収益性を向上させる。また、魅力ある営業活動により収益増加を図る。

② 支出の削減に関する事項

施設・設備のコスト削減や修繕・投資等の将来への負担額を抑制する。

(2) その他公営企業の経営の合理化に関する事項

平成22年より指定管理制度を導入し、運営しています。令和元年度において資金不足は解消しましたが、令和2年度中に保養センター美榛苑について、市全体の観光ビジョンの中で老朽化対策や今後の在り方の調査を行い、方針を決定したいと考えています。

参考

〈 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制度解説 〉

○資金不足比率の公表

公営企業を経営する地方公共団体（組合及び地方開発事業団を含む。）は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率（資金の不足額の事業規模に対する比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。資金不足比率が経営健全化基準※以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。（※経営健全化基準：20%）

経営健全化計画を定めた地方公共団体の長は、前年度における計画の実施状況について、都道府県及び指定都市の長にあつては総務大臣に、市町村及び特別区の長にあつては都道府県知事に報告し、総務大臣及び都道府県知事はその概要を公表することとされています。経営健全化が完了した場合も同様です。

〈 資金不足比率の概要 〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－ 解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高－歳入額）－ 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：

事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。